

令和8年2月定例会

総務委員会説明資料
(その5)

企画総務部

目 次

I 提出予定案件

1	その他の議案	-----	3
(1)	条例案	-----	3

I 提出予定案件

1 その他の議案

(1) 条例案

① 徳島県税条例の一部を改正する条例（税務課）

ア 改正の理由

地方税法の一部が改正され、自動車税の環境性能割が廃止されること及び自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の税率の特例措置が延長されること等に伴い、所要の整備を行う等の必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 自動車税の環境性能割が廃止されることに伴う所要の整備を行うこととする。

(イ) 自動車税について、次の特例措置を講ずることとする。

a 令和7年度から令和9年度までに新車新規登録された自動車のうち、次に掲げるもの（(d)から(f)までの自動車については、令和7年度に新車新規登録されたものに限る。）について、当該登録の翌年度に税率のおおむね100分の75を軽減すること。

(a) 電気自動車

(b) 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

(c) プラグインハイブリッド自動車

(d) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90パーセント以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの

(e) 一定の排出ガス性能を備えたLPG自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90パーセント以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの

(f) 一定の排出ガス性能を備えたディーゼル自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90パーセント以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの

b 令和8年度から令和10年度までに新車新規登録から11年（ガソリン自動車及びLPG自動車については、13年）を経過した自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車及び液化石油ガス又は軽油を燃料とするプラグインハイブリッド自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）について、その翌年度以後に税率のおおむね100分の15（バス及びトラックについては、おおむね100分の10）を重課すること。

- (ウ) 不動産取得税の特例適用住宅の新築の日に係る特例措置の適用期限を令和13年3月31日まで延長することとする。
- (エ) その他所要の改正を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとする。ただし、(エ)の一部については、公布の日から施行することとする。